

議案第4号

## 平成31年度筑北村国民健康保険診療所特別会計予算

平成31年度筑北村の国民健康保険診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ666千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年3月5日 提出

筑北村長 関川芳男

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
△ 診療収入		0
	△ 入院外収入	0
△ 使用料及び手数料		0
	△ 手 数 料	0
3 繰 入 金		566
	1 他会計繰入金	566
4 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
△ 諸 収 入		0
	△ 雑 入	0
歳 入	合 計	666

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		566
	1 総務管理費	566
△ 医業費		0
	△ 医業費	0
△ 施設整備費		0
	△ 施設整備費	0
7 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	666

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 総括 歳入

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
△ 診療収入	0	30,416	△30,416
△ 使用料及び手数料	0	70	△70
3 繰入金	566	13,874	△13,308
4 繰越金	100	500	△400
△ 諸収入	0	1,974	△1,974
歳 入 合 計	666	46,834	△46,168

歳 出

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	566	34,022	△33,456	0	0	566	0
△ 医 業 費	0	11,684	△11,684	0	0	0	0
△ 施設整備費	0	628	△628	0	0	0	0
7 予 備 費	100	500	△400	0	0	0	100
歳 出 合 計	666	46,834	△46,168	0	0	566	100

## 2 歳 入

(款)△ 診療収入

(項)△ 入院外収入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
△国民健康保険診療報酬収入	0	7,356	△7,356			
△社会保険診療報酬収入	0	4,536	△4,536			
△後期高齢者診療報酬収入	0	12,024	△12,024			
△一部負担金収入	0	5,544	△5,544			
△その他診療報酬収入	0	956	△956			
計	0	30,416	△30,416			

(款)△ 使用料及び手数料

(項)△ 手 数 料

△文書手数料	0	70	△70			
計	0	70	△70			

(款) 3 繰 入 金

(項) 1 他会計繰入金

1一般会計繰入金	566	13,874	△13,308	1一般会計繰入金	566	001 一般会計繰入金	566
						001 一般会計繰入金	566
計	566	13,874	△13,308				

(款) 4 繰越金			(項) 1 繰越金		(単位：千円)	
目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1繰越金	100	500	△400	1繰越金	100	001 繰越金 100
計	100	500	△400			001 繰越金 100

(款)△ 諸収入			(項)△ 雑入	
△雑入	0	1,974	△1,974	
計	0	1,974	△1,974	

## (款) 1 総務費

## (項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国 支 出	県 金	地方債					その他
1一般管理費	566	33,982	△33,416				566		11 需用費	314	001 消耗品費 7 001 消耗品等 7 005 光熱水費 257 001 電気料 240 002 水道料 17 006 修繕費 50 002 施設修繕費 50
							(入) 一般会計繰入金 566		12 役員費	110	001 通信運搬費 80 001 電話料 80 003 手数料 30 004 庭木手入れ手数料 30
									13 委託料	120	002 村単事業委託料 120 002 床暖房保守管理 98 005 消防設備保守点検委託料 22
									14 使用料及び 賃借料	15	001 使用料 15 003 下水道使用料 15
									19 負担金、補 助金及び交 付金	7	001 負担金 7 008 地域医療学会負担金 7
△連合会負担 金	0	40	△40								
計	566	34,022	△33,456				566				



(款)△ 医 業 費		(項)△ 医 業 費				(単位：千円)					
目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源				一般財源	区 分		金 額
				国 支 出	県 金	地 方 債	そ の 他				
△医薬品衛生 材料費	0	11,144	△11,144								
△検査委託費	0	540	△540								
計	0	11,684	△11,684								

(款)△ 施設整備費		(項)△ 施設整備費								
△施設整備費	0	628	△628							
計	0	628	△628							

(款) 7 予 備 費		(項) 1 予 備 費								
1予 備 費	100	500	△400			100				
計	100	500	△400			100				

## 給 与 費 明 細 書

### 1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	地 域 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	長 等										
	議 員										
	その他の 特別職										
	計										
前年度	長 等										
	議 員										
	その他の 特別職										
	計										
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の 特別職										
	計										

備考

- 1 長等とは村長、副村長をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう。
- 2 この表は、報酬又は給料をもって支弁される特別職の職員で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。
- 3 給与費欄のその他の手当欄に記載した場合は、備考欄に当該手当の内容を具体的に記載すること。

2 一般職  
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	( )							
前年度	1 ( )		4,522	2,671	7,193		7,193	
比 較	△ 1 ( )		△ 4,522	△ 2,671	△ 7,193		△ 7,193	

区 分		扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
職員手当 の内訳	本年度											
	前年度	180		0	12	485			1,117	788	89	
	比 較	△ 180			△ 12	△ 485			△ 1,117	△ 788	△ 89	

備考

- 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。
- 2 ( )内は、短時間勤務職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給 料	△ 4,522	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 4,522	職員異動の変動	
職員手当	△ 2,671	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 2,671	職員異動の変動	

備考 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	医療職
31年3月1日現在	平均給料月額(円)			
	平均給与月額(円)			
	平均年齢(歳)			
30年3月1日現在	平均給料月額(円)	378,000		
	平均給与月額(円)	415,900		
	平均年齢(歳)	56.06		

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	技能労務職(円)	医療職(円)	国 の 制 度		
				一般行政職(円)	技能労務職(円)	医療職(円)
高校卒	148,600	141,900	257,600	148,600	141,900	257,600
大学卒	180,700			180,700		

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職			医療職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
31年3月1日現在	1級	( )	( )	1級	( )	( )	1級	( )	( )
	2級	( )	( )	2級	( )	( )	2級	( )	( )
	3級	( )	( )	3級	( )	( )	3級	( )	( )
	4級	( )	( )		( )	( )	4級	( )	( )
	5級	( )	( )		( )	( )	5級	( )	( )
	6級	( )	( )		( )	( )		( )	( )
	計	( )	( )	計	( )	( )	計	( )	( )
30年3月1日現在	1級	( )	( )	1級	( )	( )	1級	( )	( )
	2級	( )	( )	2級	( )	( )	2級	( )	( )
	3級	( )	( )	3級	( )	( )	3級	( )	( )
	4級	1 ( )	100.0 ( )		( )	( )	4級	( )	( )
	5級	( )	( )		( )	( )	5級	( )	( )
	6級	( )	( )		( )	( )		( )	( )
	計	1 ( )	100.0 ( )	計	( )	( )	計	( )	( )

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
一般行政職	主事及び主事補の職務	主任の職務	係長、主査及び主任の職務	課長及び課長補佐の職務 困難な業務を分掌する村長が定める係長及び主査の職務	課長及び課長相当職 困難な業務を分掌する村長が定める課長補佐の職務	相当困難な業務を分掌する村長が定める課長の職務
技能労務職	用務員、調理員、 労務、作業指導員の職務	用務員、調理員、 労務、作業指導員の職務	困難な業務を分掌する主任の用務員、調理員、 労務、作業指導員の職務 主任の用務員、調理員、 労務、作業指導員の職務			
医療職	医師の職務	高度な技術を有する医師の職務	相当高度な技術を有する医師の職務	相当高度な技術を有する村長が定める医師の職務	相当高度な技術を有する村長が定める医師の職務	

エ 昇給

区 分		合 計	代表的な職種			
			一般行政職	技能労務職	医療職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)					
	昇給に係る職員数 (B) (人)					
	号給数別内訳	2号給 (人)				
		4号給 (人)				
		6号給 (人)				
		8号給 (人)				
比 率 (B) / (A) (%)						
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	1	1			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1	1			
	号給数別内訳	2号給 (人)	1	1		
		4号給 (人)				
		6号給 (人)				
		8号給 (人)				
比 率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0				

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	2.225 ( )	2.225 ( )	4.45 ( )	有	算定基礎 国と同じ
前 年 度	2.125 ( )	2.275 ( )	4.40 ( )	有	〃
国 の 制 度	2.225 ( )	2.225 ( )	4.45 ( )	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	制度あり	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	制度あり	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域			
支 給 率 ( % )			
支 給 対 象 職 員 数 ( 人 )			
国の指定基準に基づく支給率(%)			

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代 表 的 な 職 種		
		一般行政職	技能労務職	医療職
給料総額に対する比率(%)				
支給対象職員の比率(%) ( 31 年 3 月 1 日 現 在 )				
代表的な特殊勤務手当の名称				



ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	〃	
通 勤 手 当	〃	

- 備考
- 1 「ア 職員1人当たり給与」、「イ 初任給」、「ウ 級別職員数」、「エ 昇給」及び「ク 特殊勤務手当」は、給料表の区分によることとし、複数の職種について同一の給料表を適用している場合にあつては、原則としてそれぞれの職種の区分によること。
  - 2 「ア 職員1人当たり給与」及び「ウ 級別職員数」は、予算調製時及びその1年前の数値により、「ク 特殊勤務手当」の支給対象職員の比率は予算調整時の数値により、それぞれ作成すること。
  - 3 「ア 職員1人当たり給与」は、短時間勤務職員以外の職員について作成すること。
  - 4 「ア 職員1人当たり給与」の平均給与月額は、期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷地手当を除いて算定すること。
  - 5 「イ 初任給」の国の制度の職種の区分は、原則として、当該会計において職員に適用される給料表に対応する俸給表が適用される国家公務員の職種の区分によること。
  - 6 「ウ 級別職員数」の( )内には、短時間勤務職員について外書きすること。
  - 7 「ウ 級別職員数」の「(級別の標準的な職務内容)」は、原則として、当該会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。
  - 8 「エ 昇給」の職員数欄には、短時間勤務職員以外の職員数を記載すること。
  - 9 「オ 期末手当・勤勉手当」は、管理又は監督の地位にある職員以外の職員について作成するものとし、支給期別支給率欄及び支給率計欄には当該職員の標準的な支給率を、これらの欄の( )内には、再任用職員の標準的な支給率を、備考欄には、算定基礎に含まれる手当の種類について国の制度との異同等をそれぞれ記載すること。
  - 10 「キ 地域手当」の支給対象地域欄には、支給率の区分及び国の指定基準に基づく支給率の区分により分別して記載すること。